



平成 27 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 アイフル株式会社
代 表 名 代表取締役社長 福田 吉孝
(コード番号：8515 東証第 1 部)
問合わせ先 財 務 部 長 山内 郁雄
T E L 075-201-2010

当社に対する公正取引委員会の勧告について

本日、アイフル株式会社（代表取締役：福田吉孝）は、公正取引委員会より「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下、「特措法」といいます。）第 3 条第 1 号後段に掲げる行為があったとして、同法第 6 条第 1 項に基づく是正勧告を受けました。

平成 26 年 10 月 15 日、公正取引委員会の立入検査での指摘を受け社内調査を実施したところ、当社が店舗（消費税引き上げ時点で 703 店舗）の賃貸借契約等を締結している家主様（同 775 先）の一部に対し、平成 26 年 4 月 1 日の消費税引き上げ後賃料の消費税引き上げ分の適正な転嫁ができていないことが判明しました。

対象の家主様を始め、ご関係の皆様方に大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。なお、対象の家主様とは、賃料を消費税率の引き上げ分相当額を上乗せした額まで引き上げることに合意し、4 月 1 日の消費税率引き上げ後の引き上げ分相当額と遅延利息相当額の支払を既に完了したことをあわせて報告申し上げます。

特措法については、平成 25 年 11 月に公正取引委員会及び経済産業省から文書により、また、平成 25 年 12 月には金融庁から日本貸金業協会を通じて文書等により要請・指導を頂いていたにもかかわらず、このような勧告を受けることとなり、誠に申し訳ございません。お詫び申し上げます。

今回の勧告の重大性を厳粛に受け止め、事案に関係した職員を社内規程に基づき厳正な懲戒処分するとともに、経営責任を明確にするため以下のとおり経営陣の報酬を減額します。

代表取締役を含む全取締役、執行役員及び監査役並びに相談役 (ただし、以下を除く)	報酬月額	10%減額	1ヶ月
経理部担当執行役員	報酬月額	30%減額	3ヶ月
営業本部担当取締役	報酬月額	20%減額	3ヶ月

当社は今回の勧告を真摯に受け止め、再発防止のため、勧告内容及び特措法については社内研修等を通じて周知徹底を図るとともに発生原因の調査を行い、再発防止策を策定しました。今後このような事態を生じさせないよう、今一度、コンプライアンス態勢の構築に、全社一丸となって取り組んでまいります。

以 上